平成２４年（フ）第５２４２号
大阪市中央区東高麗橋３番32―501号、事業所所在地大阪市中央区日本橋１―22―32　黒門センタービル２階
破産者　山田デンタルクリニックこと　山田　光彦
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２８号
大阪市生野区生野東３丁目13―９　グランドール410、開始決定時の住所大阪市生野区生野東１丁目２番26号
破産者　清重　博文
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目３番43号
破産者　村田　雅治
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３７号
大阪府柏原市本郷５丁目７番３号、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦４丁目165番地の２―304
破産者　土井　康次
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４５号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目12番11号
破産者　上原　達也
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２―50パークハウス猪名川壱番街Ｂ棟811号室、申立時の住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目８番地２
破産者　主税　菜那
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原612番地13
破産者　執行　留美
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
茨城県守谷市松前台７丁目９番地15
破産者　深田　　眞
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
栃木県小山市大字羽川300番地３
破産者　小玉三五郎
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５３２号
新潟市秋葉区東金沢796番地
破産者　明間　文雄
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３号
愛知県江南市後飛保町中町112番地、住民票上の住所愛知県一宮市時之島字西屋敷24番地12
破産者　森岡　美次
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２８号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1864番地19　新町新団地Ｂ棟103号
破産者　高橋　美樹（旧姓坂口）
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４２号
山口市平井458番地12
破産者　奥野　雅之
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県日南市大字宮浦607番地３
破産者　蛯原　支征
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
宮崎県日南市北郷町大藤乙2281番地
破産者　徳尾　博志
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３１４号
北海道紋別市新生99番地１
破産者　北雄貨物株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後２時20分
平成25年７月12日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９２号
大阪市北区長柄東１丁目５―21―603、開始決定時の住所大阪市中央区南本町３丁目３番25―2801号
破産者　西本　昭雄
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時
平成25年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部